

# 資材置場の適正化について

まずは市役所都市部開発指導課までご相談を

お持ちの資材置場に伺い現地調査をさせていただきます。

手続きについて案内します

資材置場の適正化には資金や工期など様々なご負担を強いる場合があるので  
手続きについては様々ですが、標準的な適正化のフローはこちらになります。

現地調査…資材置場として利用している土地の現存の建築物や敷地の状況の調査に伺います

適正化に向けた計画の作成…管理棟の建築や緑化など今後の利用に合わせた計画の作成

施工方法や工期など適正化に向けた計画についてお話を伺います。

不適格な建物の除却などは是正処置…既存の建築物で違反となってしまった建築物の除却など

建築物の除却の状況など現地確認に伺います。

適正な土地利用の調整に関する条例に関する関係部署との協議

資材置場内に管理棟の建築をお考えの方は太枠内の手続きも必要です。

適正な土地利用の調整に関する条例の承認申請

■ 申請内容の審査

適正な土地利用の調整に関する条例の承認

■ 工事の着手

完了検査

適合証の交付

建築許可の申請

■ 申請内容の審査

開発審査会の承認

建築許可の交付

建築確認申請

■ 工事の着手

完了検査

検査済証の交付

ご相談先は横須賀市都市部開発指導課 監察係 046-822-8315